

おうちのかたへ

定期健康診断について

学校での健康診断は、スクリーニングといて疑わしい人をよりわけるといふものです。「異常があるかもしれない」といふことですので、病院の結果と違ふこともあります。ご了承ください。

視力検査について

B以下(0.9以下)の子どもに「お知らせ」をわたします。ですが正確な診断ではありませんので、一応の目安だとして取りください。ですから、眼科の診断と違ふこともあります。

めがねを持っている子どもについては、めがねをかけてB以下(0.9以下)の子どもに「お知らせ」をわたしています。(学校保健安全法の改正により、特に裸眼視力は測っていません)。めがねの度をゆるめに合わせているなどあるかと思ひますので、病院へいくかどうかは各自ご家庭で判断してください。

また、最近眼科にいつてきた、あるいはめがねを買い替えた、病院でいく日を指定されているなどという方も、各自ご家庭で病院にいくかどうか判断していただけたらと思ひます。

色覚検査は、学校保健安全法の改正により、特に行っていません。

歯科検診について

学校での検診は「疑わしい歯」もお知らせしています。ですから、病院での結果と違ふときもあります。また、「歯並び」「かみ合わせ」にOがついている場合、保険がきかないこともあります。各自ご家庭で判断していただいで、いかれる場合は治療方法についてかかりつけの歯科医とご相談ください。

学校でのけがや病気について

保健室を担当しているのは養護教諭といひます。学校の教員の一人ですので、医療行為はできません。ですから、内服薬の投与は禁止されています。

また、保健室は応急処置の場ですので、けがの場合、原則的には1回の処置だけにさせていただきます。おうちでのけがは、極力おうちのほうでお願いします。

病気については、発熱や状態をみてこれ以上保健室で休んでいても学習が続けられないと判断した場合は、おうちの方に連絡させていただきます。

また、迎えに来ていただくのに連絡がつかないことがあります。いつもと違ふところにかれるときは、連絡先を子どもさんに知らせておいていただくと助かります。

下着について

学校で失敗等して下着を汚した場合、着替えをお貸しします。下着、ズボン等の着替えは、洗濯してお返してください。

